平成２２年（フ）第３９８号
秋田市泉三嶽根４―36、住民票上の住所秋田市柳田字柳田208番地
債務者　成田　芽衣
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０１号
秋田市雄和相川字銅屋118番地１、前住所秋田市横森４丁目１番13号　メゾンフォレスト202
債務者　藤谷　美鈴
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１５号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目15番22号　レジデンス鈴木102号
債務者　笹山真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１６号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅７―504号
債務者　渡邉　隼人
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２６号
秋田市外旭川字鳥谷場134番地　市営住宅７棟１種７号
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２７号
秋田市新藤田字中山台50番地36
債務者　工藤　　縁
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３３号
秋田県男鹿市払戸字渡部44番地１
債務者　佐藤　咲子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７号
茨城県桜川市大曽根400番地２
債務者　石栄石材、笠倉石材こと　笠倉　武雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０８号
茨城県桜川市大曽根400番地２
債務者　笠倉　美代
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０９号
茨城県桜川市大曽根400番地２
債務者　笠倉　克史
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３２号
茨城県常総市水海道山田町1502番地10　水海道シティハイツ202号室
債務者　梅川　信吾
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９４号
群馬県桐生市梅田町１丁目586番地の２
債務者　金子八重子（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９５９号
千葉県船橋市田喜野井５丁目１番１号　第２オガワメゾン８号
債務者　紫牟田利加
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７６号
千葉県八千代市勝田台２丁目３番地５　２棟402号
債務者　利田　　直
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８８号
千葉市若葉区小倉台４丁目３番13棟306号
債務者　高橋　　笑
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００５号
千葉県市川市柏井町２丁目50番地17
債務者　田中　　諭
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１３号
千葉県市川市大洲２丁目５番３号
債務者　山崎奈代美（旧姓豊泉）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係